

大分県報

平成二十八年
第二八三一号
十一月十五日

（火曜日）

目次

告示

警察本部訓令

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正……………一

公告

所在不明者に対する保安林指定通知の掲示……………四

公共測量の実施……………四

開発行為の完了……………四

競争入札参加者の資格に関する公示……………四

一般競争入札の実施……………五

正誤

平成二十四年三月三十日付け大分県報号外（五三）に記載の大分県警察本部訓令第九号

（職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正）中の訂正……………七

平成二十八年四月一日付け大分県報号外（六九）に記載の大分県警察本部訓令第十二号

（事務職員等の昇任選考考査等に関する規程の制定）中の訂正……………八

○告示

大分県告示第五百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成二十八年十一月十五日

大分県知事 広瀬 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
------	------	-------	-------	-------

平成二十八年十一月十五日

大第二七—三号	由布市湯布院町川北字泉代百七十八番四並びに字宮川百八十五番四、百八十五番九、百八十五番十八、百八十五番二十一、百八十五番二十二、百八十六番三、百八十六番七、百八十六番八、百八十七番二及び百八十六番四の一部並びに百八十五番四地先水路	平二八・一〇・二四	メートル 五・九九 （四・〇五）	メートル 九二・四一
---------	---	-----------	------------------------	---------------

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第23号

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月15日

大分県警察本部長 松坂 規生

第4章 勤務時間等（第18条—第22条）を「第4章 勤務時間等（第18条—第22条）」を「第5章 私的な理由による勤務時間」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第18条第4項中「による指定」の次に「及び第22条の2の規定による勤務時間の割振り」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

第20条第1項第4号イ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同号ウ中「運転免許課」の次に「に勤務する職員」を、「並びに」の前に「で当直勤務に従事するもの」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「及び第22条の3」を加える。

<p>第21条第1項中「又は第20条」を、「第20条、第22条の2又は第22条の3」に改める。</p> <p>第7章を第8章とする。</p> <p>第29条中「（同条第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）」を削る。</p> <p>第6章を第7章とする。</p> <p>第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。</p> <p>第5章 私的な理由による勤務時間の割振り （通常勤務者の私的な理由による勤務時間の割振り）</p> <p>第22条の2 所属長は、第18条の規定により通常勤務者の勤務時間の割振りを行う場合において、次に掲げる職員の請求があり、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、本部長が別に定める基準により第18条第1項又は第2項の勤務時間の割振りの開始時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</p> <p>(1) 育児を行う職員で、次に掲げるもの</p> <p>ア 小学校3学年以下の子（当該所属の長が特に必要があると認める場合にあつては、中学校就学の始期に達するまでの子）を養育する職員</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校（高等部を除く。）に就学中の子を養育する職員</p> <p>(2) 要介護者（条例第15条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する職員</p> <p>(3) その他所属長が特別な勤務時間の割振りによる勤務をする必要があると認める職員（特別勤務者の私的な理由による勤務時間の割振り）</p> <p>第22条の3 所属長は、第20条第1項の規定により特別勤務者の勤務時間の割振りを行う場合において、前条各号に掲げる職員の請求があり、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、本部長が別に定める基準により第20条第1項第4号の勤務時間の割振りの開始時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</p> <p>（私的な理由による勤務時間の割振りの請求手続等）</p> <p>第22条の4 職員は、前2条の規定により私的な理由による勤務時間の割振りを請求しようとするときは、私的な理由による勤務時間の割振り請求書（第8号様式の2）により、私的な理由による勤務時間の割振りを請求する一の期間（6月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「私的割振り開始日」という。）及び末日（以下「私的割振り終了日」という。）とする日を明らかにして、私的割振り開始日の3日前までに所属長に請求するものとする。</p> <p>2 所属長は、前項の規定による請求に係る理由について確認する必要があるとき</p>	<p>は、当該請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>第22条の5 前条第1項の規定による請求がされた後、私的割振り開始日とされた日の前日までに、第22条の2各号に掲げる職員のいずれにも該当しないものとなった場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。</p> <p>2 私的割振り開始日から私的割振り終了日の前日までの間に、第22条の2各号に掲げる職員のいずれにも該当しないものとなった場合には、前条第1項の規定による請求は、第22条の2各号に掲げる職員のいずれにも該当しないものとなった日を私的割振り終了日とする請求であつたものとみなす。</p> <p>3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第22条の2各号に掲げる職員のいずれにも該当しないものとなった旨を、私的な理由の状況変更届（第8号様式の3）により所属長に届け出なければならぬ。</p> <p>（交替制勤務者等についての適用除外）</p> <p>第22条の6 第5章の規定は、交替制勤務者、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第2号様式中「<small>結核療養</small>休業承認願」を「<small>結核療養</small>休業承認願」に、「<small>結核療養</small>の」を「<small>結核療養</small>の」に改め、「（結核性疾患の場合のみ）」を削る。</p> <p>第5号様式中「（結核性疾患による療養の場合のみ）」を削る。</p> <p>第8号様式の次に次の2様式を加える。</p>
---	--

第8号様式の2 (第22条の4関係)

私的な理由による勤務時間の割振り請求書

請求年月日 年 月 日

(所属長)	殿	所属	氏名	印
		職名	氏名	

養育
介護
その他の理由

のため、次のとおり私的な理由による勤務時間の割振りを請求します。

請求に係る子又は要介護者	氏名	続柄	生年月日

私的な理由による勤務時間の割振りを必要とする理由

請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ())
希望する勤務時間の割振り	午前 時 分から午後 時 時 午前 時 分から午後 時 時 午前 時 分から午後 時 分まで ())	分まで ()) 分まで ()) 分まで ())

注1 「請求に係る子又は要介護者」の欄は、子の養育又は要介護者の介護を理由とする勤務時間の割振りを請求する場合に記載すること。
 注2 「私的な理由による勤務時間の割振りを必要とする理由」の欄は、その理由を具体的に記載すること。

第8号様式の3 (第22条の5関係)

私的な理由の状況変更届

年 月 日届出

(所属長)	殿	所属	氏名	印
		職名	氏名	

第22条の2各号に掲げる職員のいずれにも該当しないものとなったため、次のとおり届け出ます。

- 請求時に該当していた理由
 - 育児 (第22条の2第1号)
 - 介護 (第22条の2第2号)
 - その他の理由 (第22条の2第3号)

2 届出の理由

3 届出の事実が発生した日
年 月 日

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年12月1日から施行する。
（大分県警察当直規程の一部改正）
- 2 大分県警察当直規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項第1号中「警視級」を「課長級」に、「警部級」を「課長補佐級」に改め、「次席」の次に「、副所長」を加え、同項第3号中「第6章」を「第7章」に改める。
（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部を改正する訓令の一部改正）
- 3 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（平成24年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。
附則第4項中「第6項」の次に「、第2号様式」を加える。

○ 公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。
平成二十八年十一月十五日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所
大分県知事 広 瀬 勝 貞

所在の不明な者の氏名	梅本重徳、梶原朔朗、玉麻伊蔵、松崎若松、矢野八二郎
掲 示 場 所	中津市役所

二 通知の要旨
平成二十八年八月一日付け森保第三百二十八号の三で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成二十八年十月二十七日付け農林水産省告示第二千八百八十三号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量の実施について通知があった。
平成二十八年十一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量二工区）
- 二 作業の地域
大分市大字横尾の一部
- 三 作業の期間
平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月二十四日まで

大分県知事 広 瀬 勝 貞

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
平成二十八年十一月十五日

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
宇佐市大字芝原字北畠二十九番二、字榊二百二十五番一、二百二十七番一、二百二十七番二、二百二十八番、二百二十九番一、二百二十九番二及び二百三十番一並びに字北畠二十九番四の一部及び二十九番五の一部
- 二 開発区域の面積
一一、六二三・九〇平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
東京都荒川区西日暮里二丁目二十七番五号
株式会社ダイナム

代表取締役 森 治 彦

完了検査年月日
平成二十八年十月十八日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
平成二十八年十一月十五日

一 調達をする物品等の種類及び予定数量
大分県立学校校務用パソコン等 一式（長期継続契約）

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成二十八年四月一日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合に於ては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

2 県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
申請書の入手場所、提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七（五〇六）二九五七

3 申請の時期

平成二十八年十一月十五日（火曜日）から同年十二月九日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

五 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(五)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後三年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合
(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合
(五) 契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。
平成28年11月15日

1 競争入札に付する事項

(1) 借用物品及び予定数量

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>大分県立学校校務用パソコン等 一式</p> <p>(2) 納入期限 平成29年2月1日（水）</p> <p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>(4) 契約履行期間 平成29年2月1日から平成34年1月31日までの長期継続契約とする。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(5) 入札説明書中の仕様書で示す方法により大分県知事に機能等証明書を提出し、本調達に係る入札への参加を認めることについて、通知を受けた者であること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p>	<p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、平成28年12月9日（金）までに(3)に掲げる部局に提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育財務課情報推進班 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5465</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎別館8階 図面閲覧室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5465</p> <p>(2) 日時 平成28年11月15日（火）から同年12月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の閲覧場所及び日時 上記5に同じ</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎新館13階 131会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>
--	---

(2) 提出期限 平成28年12月26日(月) 午後2時00分
ただし、郵送の場合は平成28年12月22日(木) 午後5時必着で上記4の部
局まで提出すること。

9 開札の場所及び日時等

(1) 開札場所 大分県庁舎新館13階 131会議室
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

(2) 日 時 平成28年12月26日(月) 午後2時00分

(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入
札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に
行うものとする。

10 入札保証金に関する事項

見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、
次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 上記2の(2)の資格を取得した者(その者が落札した場合において、契約を締結しない
こととなるおそれがないと認められる。)に限る。

11 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当
する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結
し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこ
ととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に
掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲
内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を
行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員
に代わりにくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
る。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の3に規定する
長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳
出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除する。
- (3) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
One set of personal computers for Oita prefectural school
- (2) Time limit for tender
2 : 00 p.m. December 26, 2018
- (3) Contact office for contract
Oita Prefectural Board of Education Education Finance Division
3-10-1, Funaimachi, Oita City, 870-8503
Tel 097-506-5465

OITA 県 庁

平成二十四年三月三十日付け大分県報号外(五三三)に記載の大分県警察本部訓令第9号
(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正)中の訂正

ページ	段	行	誤	正
二	上	左かみ	第三項のただし書	第六條第二項ただし書
二	上	左かみ	第六條第二項のただし書	第六條第二項ただし書

平成二十八年四月一日付け大分県報号外（六九）に登載の大分県警察本部訓令第十二号（事務職員等の昇任選考審査等に関する規程の制定）中の訂正

ページ 誤 正

一〇 技術職員課長補佐選考審査 技術職員課長補佐昇任選考審査